

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第11回
開催日時	平成30年5月14日（月曜日）午後7時から午後8時50分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 503会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、菅野部会員、長倉部会員、浜名部会員、林部会員、古川部会員、保谷部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援部参与兼子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、子育て支援部主幹（保育課） 岡田、児童青少年課長 原島、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、児童青少年課長補佐 國府方、子ども家庭支援センター 金谷、子育て支援課調整係 栗林、八巻
議題	1 報告 文教厚生委員会（平成30年5月11日）での意見について 2 内容 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会最終報告内容について (1)（仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案）について (2)（仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案）の解説文（案）について (3)（仮称）西東京市子ども条例の検討に際し配慮すべき事項について (4) 附属資料 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会最終報告内容について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 報告 文教厚生委員会（平成30年5月11日）での意見について</p> <p>○事務局：</p> <p>5月11日に西東京市議会文教厚生委員会が開催され、（仮称）子ども条例の検討状況の中間報告を行なった。そこでの意見について報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例要綱の内容が子どもに分かりづらいのではないかな。 ・育ち学ぶ「施設」という表現は特別な場所とを感じる。学校や保育園等と具体的に書かないのか。言葉の定義での児童福祉法の説明だけでは分かりにくい。 ・虐待の防止の内容が弱く感じる。体罰が虐待と分かっていない保護者は躰だと言うことがあるので「体罰」も明確にしたほうがよい。市民の中に保護者も入ると思うが「保護者」と明確に入れたほうがよい。 ・「いじめなど」の「など」には体罰と不適切な指導も入るとの説明だったが、虐待にも体罰のことを併記する方がよい。 ・いじめ「など」は分かりにくい。体罰、不適切な指導は項目を分けてもいいと思う。 ・学ぶ権利の保障について明記してほしい。不登校であったり、学校に行けず自ら学ぶ権利を行使できない子どもへの配慮が必要だ。学校に行けない子どもは地域との関わりも少なく、参加の権利も損なわれているのではないかな。子どもの権利を保障するのはおとなであり、規定することで保護者や教員にも認知されるようになるのではないかな。 ・学び育つ施設の関係者である学校の先生が役割を果たせるように、研修の機会提供につい 	

て明示することを検討してほしい。

- ・ 条例が制定されたあとの周知方法はどのように考えているか。
- ・ 条例の名称に「権利」が抜けているのは部会の中では議論はあったのか。
- ・ 条例の名称は親しみを持てる名称にしてもらいたい。視察先の市では、特徴的な名称が市民の愛着を促し、基金への寄付が集まる状況となった。
- ・ 子どもの権利保障はおとなへの教育・啓発が重要なので、是非力を入れてもらいたい。
- ・ 条例要綱案の中でも意見表明や参加を重要視している。全市をあげて子どもの意見を聞かないのか。条例づくりを急ぐより、子どもたちが条例づくりに参加した実感を持つことの方が重要ではないか。今からでもやるべきではないか。
- ・ 子どもの貧困は相対的だけでなく絶対的貧困を見ていかないといけない。取組を進めてほしい。
- ・ 努力義務にも、努力する、しなければならない、など色々ある。きちんと整理してもらえるとよい。
- ・ 前文では「いじめ、虐待、貧困などの困難な状況にある」となっており、本文の3子ども施策と子どもにやさしいまちづくりでは「いじめなど」となっている。「など」の意味が違うのか。体罰が係っていないのではないか。
- ・ 本町小のアンケートを読み解いてみると、子どもは身近な大人に意見を聞いてほしいということが分かる。このことを踏まえていくことが大事だと思う。
- ・ 学びの権利は憲法26条で書かれているので改めて書く必要はないが、学びの支援を是非入れてほしい。学ぶ権利は子どもにとって生存権に近い。そういうことを盛り込んでほしい。
- ・ 前文の9行目の「乳幼児は特別の保護の対象」は「の」が2つ続くので「特別な保護の」に修正を希望する。
概略は以上である。審議に生かしていただければと思う。

○荒牧部会長：

今の様々な意見について、ご質問、ご意見はあるか。

○古川部会員：

最後の文言の訂正はそのままなので分かったが、ほかは今ひとつ分からなかった。

○荒牧部会長：

「乳幼児は特別な保護の対象」とするのはいいと思う。

学びはこの条例の中でも非常に重視していて、居場所においても学びも重視している。部会の方針として、権利のカタログをひとつひとつ入れると逆に権利を限定してしまう部分もあるので、子どもの権利条約などの国際基準や日本国憲法の趣旨や規定にしたがい、という表現にしているが、基本的な考え方として、前文でもう少し学びの問題を強調してもいいかとは思う。

「いじめなど」については曖昧なところがあったので、「いじめその他の権利侵害」と修正したものを、議会の指摘を受ける前にすでに皆さんにお送りしている。

○浜名部会員：

今回議会から意見をもらって、またパブリックコメントでも意見が出てくると思う。議会から出たものを1度ここで議論して修正して、パブリックコメント後にもう1度議論して修正するのか。それとも両方集まった時点でまとめて修正するのか。

○荒牧部会長：

5月14日までに出示された意見については検討して、それをもとに答申する。パブリックコメント等へは市の責任で対応してもらおうと考えている。

○浜名部会員：

今の議会からの意見等は今ここで検討する形になるのか。

○荒牧部会長：

このあと要綱案の検討の際に、検討する余地があるもの、検討すべきことは検討する。

2 内容

西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会最終報告内容について

○荒牧部会長：

資料にあるように、最終報告については、まず「はしがき」がある。第1段落はどのような経過で進めたかという基本的な姿勢、第2段落目・第3段落目は条例をつくる際の基本的な考え方、第4段落目は今後条例をつくるにあたって市で配慮してもらいたいことを載せている。これははしがきなので、言葉づかいとか内容についてのご意見をいただいた段階で修正して答申案とする。自由に意見をいただければと思う。

報告書の構成は、最初に配慮すべき事項、次に要綱案の素案、その次に要綱案の解説文を載せて、25ページからは資料編としている。資料編には、専門部会のメンバーと専門部会の開催状況、子どもヒアリングのまとめ、子どもたちとの意見交換会で出た意見をつけたいと思っている。

全体はこういう構成でよろしいか。

（異議なし）

○荒牧部会長：

では次第と順番が前後するが、先に次第の（3）配慮すべき事項について見ていただく。

（3）（仮称）西東京市子ども条例の検討に際し配慮すべき事項について

○荒牧部会長：

前回口頭で伝えた8項目をここに掲げた。

①の「パブリックコメントなど」については、条例の制定はタイミングが非常に重要である。その過程でできることをやればやるほど実施ができるというものではない。子ども専門部会への最初の要請にあったスケジュールに間に合う範囲内でやれることをやってほしい。

「子どもに対して丁寧に」とは、パブリックコメントは通常、期間や意見の提出方法が結構形式的になっているが、子どもからも意見がもらえるように丁寧に説明をする等の配慮をしてほしいという趣旨である。

②は、例えば相談・救済機関をつくるときに、子ども家庭支援センターとか既存の相談機関を含めてどういう機関にするとより効果的になるのかという協議を、条例の制定過程でも

してほしいということである。

③は、いろいろ意見はあると思うが、「子ども条例」とするのがある意味一番包括的でないのではないかというのがこの専門部会の見解である。

④は、ここで提案している要綱案の「こと」を「です・ます調」にすれば基本的に条例文案になるようになっていく。「努める」の語尾を「努めなければならない」「努めるものとする」等にするということについては行政で検討してもらえればと思う。

⑦と⑧は⑥と関係するが、専門部会での意見も多かったところなので敢えて挙げている。だいたい皆さんからずっと出ている意見を整理したということなのだが、いかがか。

○古川部会員：

とてもいいと思う。

○荒牧部会長：

またご意見等があったら会の終わりまでに言ってもらえればと思う。

- (1) (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案(素案)について 及び
- (2) (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案(素案)の解説文(案)について

○荒牧部会長：

要綱案の波線がひかれているところが、皆さんの意見等を含めて変更したところである。要綱案と解説文を見ながら進めたい。

前文は、条例の基本的な考え方や子どもや市民に向けてのメッセージで、子どもをはじめ多くの市民が読みやすく理解しやすいように意識している。

最初に「わたしたちは」としているのは、西東京に関わるすべての人たちが目指していく基本的なところである。

「とりわけ困難な」については、解説に、どういう困難あるいは多様な背景を持つかということを入れて強調している。

その次は子どもを主語にして、子どもの権利条約等の国際水準、西東京の子どもたちへのヒアリング等を踏まえて、子ども支援や子ども施策における基本的な原則を定めている。

乳幼児の問題は特別に入れた方がいいという意見が強かったので入れている。「特別の」は「特別な」に修正をしたいと思う。この文言は国連・子どもの権利委員会の意見をそのまま用いて、乳幼児の捉え方の国際水準を踏まえて疑義の出ない形にしている。

その上で、子どもの問題に取り組むときの国際的な基準である、いのち、一人ひとりの違いが大切にされる、子どもの最善の利益、子どもの意見表明・参加、を入れている。

次は前回修正した箇所「おとなは」としている。それから「地域は」「市は」と続く。

「子どもが生まれてから切れ目のない支援」について、国際的に子どもの権利というのは生まれてからである。妊娠中の子どもの権利は条約においても議論がされたが、最終的に各国の取扱いに任せることとなった。ここで妊娠期のことを含めると、規定に入れなければならないこともさらに増える。妊娠期からの様々な問題は西東京市でも検討していると思うし、女性差別撤廃条約からすると、妊娠期は産む数や産む期間を含めて女性の権利である。それらのことから、ここでは「生まれてから」として、18歳未満がこの条例の適用になる。ただ「切れ目のない支援」は、若者施策と繋いでいくことが必要になってくると思う。

そして、もう1回最後に「わたしたちは」と入れている。

文教厚生委員会の意見で出ていた学ぶ権利については、この専門部会でも学びをどう位置

づけるかという議論はあったと思う。2章で育ち学ぶ施設の問題も取り扱っているし、居場所のところでも学ぶ問題は入れている。もし対応するなら、個別に規定するよりは前文で位置づけるのがひとつのやり方かと思う。例えば「おとなは」のところは、おとなも含めて一緒に子どもにやさしい西東京市をつくりましょうということで、取り立てておとなに責任があるような形にはしていないが、ここに「おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えること」というふうに基本的な考え方を入れておくというのもひとつのやり方ではある。項目として「学ぶ権利」とすると、遊ぶ権利はどうなるのかとかいろいろ出てくるので、子どもにとって非常に重要な「遊び」と「学び」を入れるという考え方である。

要綱案の解説文で囲みの前に書いているのは、そのまま条文のタイトルにできるようなものである。

第1章は基本的に変わっていない。2 言葉の意味 については議員からも意見が出たが、こういう書き方以外に書いてしまうとさらにいろいろと書く必要が出てくる。基本的にはこういう規定で、あとは解説に書いていけばいいのではないかと思う。

解説にはこれまでずっと言ってきたことをそのまま入れている。例えば、保護者は子育てについて第一に責任を負う立場であるけれども、その責任を一方的に押しつけられることなく、必要に応じて支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努力することを役割とするとしている。市民のところにも、地域の中で遊び、学び、活動することで育っていくことを認識し、ということを取って入れている。

第2章は前回から変化したところは特にない。議員の意見で研修というのもあったと思うが、条文に書いてしまうとそれだけになってしまう可能性があるので、解説で、「例えば、育ち学ぶ施設の職員がもつ専門性が十分発揮できるように研修の機会を保障するなどの支援に努めます。」と入れている。第2章は、家庭においても、育ち学ぶ施設においても、地域においても、一方的に責任を負わされるのではなくて、役割が果たせるように支援が受けられるというメッセージでもあるので、そういうことが解説に表れていないとか不適切な部分があれば、修正加筆するようにしていきたい。

第3章は、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進に関わる原則である。ここの施策だけをやればよいということではないが、法律を作って取り組んでいてもなかなか十分ではない施策を特にピックアップしている。虐待防止法、いじめ防止対策法、貧困対策法という法律を実施することは当然市の役割であり、その中でもとりわけ必要な部分について、総合的な条例の中の総合的な施策に位置づけて取り組むことに意味があるだろう。

前回と違う部分は、9の「いじめなどへの対応」を「いじめその他の権利侵害への対応」とした。ここでは主に育ち学ぶ施設における子どもの権利侵害の問題を取り扱っているので、「その他の権利侵害」とは体罰とか不適切な指導とかこれに準ずるものを指す。ただ「不適切な指導」には定義がなく、条例文案に盛り込むとなるとそれこそ不適切な部分がある。今後教職員を中心として市民とともに練り上げてより具体的にしてもらいたいということもあって「いじめその他の権利侵害」としている。

10 子どもの貧困防止 をこの条例で取り上げることについては、国際連合やユニセフが指摘するように、子どもの権利が奪われている状態として取り上げて総合的にすすめ、自己責任に終わらせることなく、連携・協働してやっていくということを入れている。

11 健康と環境 は、特に子どもたちのヒアリングで多かった部分である。条例に規定しなくともそもそも取り組む問題だが、敢えて規定することが重要ということで入れている。

12 子どもの居場所 は「ありのままの自分を出すことができ、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、様々な活動ができる子どもの居場所づくりが必要である」と解説に入れている。子どもの意見表明と参加の規定は13にあるが、敢えて12の(2)でも、居場所づくり

をすすめていく際には子どもの意見を聞いたり参加ができるよう努めるようにしている。

13 子どもの意見表明や参加には、仕組みがつくられ一定の支援がされたとしてもどういふふうに意見表明・参加をしたらいいかわからないという声が強かったので、それについて学んだり情報を得たりできるということを定めている。

14 子どもの権利の普及は、(2)で育ち学ぶ施設の関係者の支援のあり方、(3)で子どもの育ちに関わる人たち、おとなとか教職員、保育士が子どもの権利について学び理解できるように支援をしていくこととしていて、当然この中には研修等も入ってくる。

第4章ではあらためて、公的な第三者機関をつくる必要性とか、その実際の仕事を定めて解説している。市及び市の機関と市以外の機関では管轄権の問題で調査権限とか勧告権限とかが違って来るが、条例で細かいところまで規定するとこの機関の意味がよく伝わらないので、手続き的なことは規則に譲り、要請をすることと意見を述べることにしている。

第5章は、規定ではとにかく推進計画はつくらないといけないが、子育て・子育てワイワイプランという総合的なプランがあるので、その中にこの条例の実施に伴う計画が明示できれば、そういうプランの中に位置づけることも可能であるということである。

22 推進体制は、推進本部を設置して調整と方向性の決定を図る中で各部署がそれを推進していき、(3)であらためて市民との連携・協働を繰り返し強調している。

23 の検証は、先ほど推進計画は子育て・子育てワイワイプランに位置づけることが可能としているので、その場合子ども子育て審議会の中で検証をする。ただ、専門性等が必要な部分があるので、専門部会を設置して検証することも検討できるように解説している。

検討してもらいたいのは、まず、学びの問題をどうするか。原案のままにする方法もあるし、先ほど言ったように、前文に位置づけておくやり方もあるかと思う。

2点目は「いじめなど」を「いじめその他の権利侵害」と変えた是非と、その解説が如何かという部分である。

3点目は、足りない部分や加えたほうがいいと思う部分。具体的でなくてもいい。今日の皆さんの意見を入れて作り直したものをまたあらためて最終的な案としてメール等で送るようにするので、今日はもっとこうしたらどうかということを検討していただければと思う。

○保谷部会員：

「おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもの育ちを支えること」というのは子どもの育ちを支えることが全部包括的に入っているが、学びとか遊びとか子どもの特性のあるもので非常に大きな権利を守るという意味では、具体的に学び遊ぶという言葉を入れた方がいいと思う。

「いじめその他の権利侵害への対応」もいい言葉だなと思って聞いていた。賛成である。

また、前文に戻るが、「子ども」という言葉と「子どもたち」という言葉が出てくる。資料編では例えば29ページのヒアリングのまとめのところは子どもたちの「たち」を漢字で書いている。確かに昔はこの字を使っていたが今は使わないので、「たち」はひらがなで統一するか、あるいは「子ども」とした方がいいのかなと思う。

○荒牧部会長：

前文の「子どもたち」は2箇所だけなので、「とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子ども」というふうに「たち」をとればどうか。

○保谷部会員：

目的のところも「いまと未来を生きるすべての子どもが」でいいか。

- 荒牧部会長：
基本的に全部「子ども」と統一をしたいと思う。
- 古川部会員：
学び遊びというのはいいとは思いますが、幼児教育の中では子どもが遊ぶこと自体が学んでいることなので、羅列する難しさは若干ある。そのあたりのニュアンスはちょっと伝わりにくいなと思う。一般的には保谷部会員が言うようにしたほうが分かりやすいかと思う。
- 保谷部会員：
遊び学ぶのか学び遊ぶのか。
- 荒牧部会長：
基本的には「遊び学びその他の」だろう。
- 古川部会員：
子ども理解のときに難しいのは、幼児期における遊びはレクリエーションや娯楽ではなく学びそのものだという感覚である。現場ではよく分かるのだが、あまり子どもに触れていない人は遊びと学びを対照的に捉えて、遊んでばかりいるのはすごく悪いことのようになりやすい。幼児にとっては遊びと学びがイコールだということがどこかで表現できるといいという思いはある。例えば幼稚園教育要領には、幼児期の教育は環境を通して、遊びという形を通して行うものであると明言されている。「幼児期に相応しい生活」とか本当に分かりにくいのだが、誤解を招かないような文言でつくれるとすごくいい。
- 菅野部会員：
2歳までは発達の段階において学びが大切というより遊びが大切である。
- 荒牧部会長：
市民の皆さんに理解してもらうとなると、遊びと学びというより、遊びがいかに重要かを理解してもらう方が重要だろう。
- 古川部会員：
幼児期における遊びはまさに学びであるというところをうまく表現できればいいし、それを解説かどこかに入れられると少し質が上がる気がする。
- 荒牧部会長：
子どもにとって遊びというのが生きていく上で不可欠なもので、特に乳幼児期においては遊びというのは学びであるということでもいいか。
- 古川部会員：
そのとおりである。だから環境の設定も大切で、例えばブランコは危険だから取り外すというのではなくて、ブランコをしながら危険なことを体得する、順番を待つ、いい乗り方を考える、運動能力を高める等のいろいろなファクターが語れる。本当に遊びは学びである。
- 荒牧部会長：
そこまで細かくは書き込めないで、子どもにとって遊びというのは不可欠なもので、と

りわけ乳幼児期においては遊びというのは学びそのものであり、だからこそ環境の構築が重要である、というような解説を少しに入れるということでもよろしいか。

○菅野部会員：

それ以外の子どもたち、小学生、中学生にとっても、遊びはとても重要なことで、遊びが学びにつながっていくのではないかと思う。

○荒牧部会長：

そうではあるが、そうなる遊びの解説が必要になる。国連・子どもの権利条約でも、遊ぶ権利の考え方は一応示されているが、その権利を具体的に保障するのはどういうことかという十分な解説がない状況なので、特に遊びは重要であることが伝わる部分と、幼いときは遊ぶことと学ぶことはイコールであるということとどめておくのはどうか。それ以上になると、遊びのところだけで結構な解説になるし、そうすると学びの解説も相当しないといけなくなる。日本では1960年代くらいから学ぶ権利が学習権とか言われはじめて、その約20年後の1985年にユネスコの国際会議で学ぶ権利のための宣言をして、国際的な合意で学びがいかに重要かということが示されている。細かく書き始めるときりがないので、条例では先ほどのようにしておきたいと思う。

○浜名部会員：

2 言葉の意味の(1)で「ただし、これらの人と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる人を含むこと」は、解説であげられている高校生の例をぱっと見たときに、わたしは最初意味が分からなかった。同じ高校生でも18歳未満と18歳以上の子がいたときに同じ学生という身分だからという意味だと想像したのだが、それでよろしいか。

○荒牧部会長：

そのとおりである。「学校制度との関係で、同じ学校の中で」のところは「同じ学校の中でも18歳未満と18歳以上がいるので」と具体的に書いた方がいいか。

○浜名部会員：

それが分かりやすい。18歳未満の例外として何が出てくるのかが分かりづらいと思う。

○荒牧部会長：

「他方で」という表現も「例外として」とした方が分かりやすいということでもいいか。

○浜名部会員：

同じ学生のジャンルの中であれば18歳以上の人も同じように適用するというのがこの意味だろう。そうであれば「18歳以上の人もいるなら」を書かないと分かりづらいかと思う。極端な話、例えば定年後に年配の人が夜間中学に行った場合も同じにされるのか。

○荒牧部会長：

学校の中での権利は一緒である。

「他方で、」という部分を、「例外としてこういう場合があるので、学校に通っている人であれば18歳以上の人も適用されます」というふうに少し修正する。

○浜名部会員：

もう1点、21 推進計画 のところで、23ページの解説に書かれている子育て・子育てワイワイプランは10年計画である。こういう計画は途中の時期に見直しをやるものだが、見直しの予定があるのか。あるとすれば時期はいつなのか。条例が予定通りにいけばそこにうまく載せていけるのか。見通しがあれば教えてほしい。

○荒牧部会長：

条文や解説は見通しが明確にならなくてもいいようにしている。その上で、事務局の見通しはいかがか。

○事務局：

子育て・子育てワイワイプランは平成32年度に10年計画の中間年を迎えることから、30・31年度の2ヵ年にわたって見直して、32年度から5年間の後期計画を策定する予定である。

○荒牧部会長：

条例ではそこまで明確にできないので、こういう形にしている。

○早乙女部会員：

先ほど「子ども」と「子どもたち」のことが出ていた。前文には例えば「子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわる」とあるが、その少し前に「子どもは、自分たちを取り巻く」と、ここでも「自分」と「自分たち」という言葉が出てくるがこれはどうなのか。

また、わたしは「まち」という言葉が一番気になった。前文に「わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える」、「まちにしていこう」、「子どもは、」のところでは「まちづくりなどに参加することができる」とあって、全部「まち」の意味が違うと思う。そのあとには「地域は、子どもの育ちを支える」とある。この条例の中で「まち全体」には学校も入るのだろうが、例えば小学校で学校運営協議会に参加すると「まちの人」ではなく「地域の人」と言う。わたしのスポーツクラブも「地域型総合スポーツクラブ」と「地域」がつく。その言葉の使い分けだとここでいう「子どもの育ちを支える」のはまち全体ではなく地域がやるのかとか、そういう言葉の違いが気にはなった。

第3章も「子どもにやさしいまちづくり」と出てくる。わたしは市のまちづくり懇談会の会議にも出ていたが、そこで言うまちづくりとこのまちづくりは全然意味合いが違う。子どもが参加するまちづくりとは何なのか。そういうところでちょっと悩んでいる。

○荒牧部会長：

この条例で目指すまちづくりは、従来の道路とか建物をどう作るかということにとどまらない。今の行政がまちづくりという場合も、ハード面だけではないまちづくりの問題を示していることが多い。あえて地域といわずにまちというのは、西東京全体を指す言葉として、まち全体の中に家庭も園も学校も地域も入れるという発想でやっていくということである。その中で前文に入っている「地域は、」は、結構狭い地域コミュニティを指している。

「子どもは、自分たちをとりまくいじめ、虐待、貧困など困難な状況」の「自分たちをとりまく」の部分は敢えて入れなくても、先ほどの「たち」という問題も含めて、概念からすると意味は変わらないので、とってしまうのはどうか。

○古川部会員：

それがいい。ヒアリングのときに、子ども子どもというがまちをつくっているのは自分た

ちだけではなくおとなもそうだという意見があつて、なるほどと思ったことがあつた。

○荒牧部会長：

では「自分たちをとりまく」はとることとする。あとは、今の意見を念頭に置きながら検討したいと思う。

○長倉部会員：

わたしは正直なところどこにも引っかかりを感じなかった。8 虐待の防止 と 9 いじめその他の権利侵害 のところを見て、虐待防止法は保護者や同居している人を対象としているなかで、「いじめ」だけだったら、虐待防止法の対象以外の人による虐待という観点がなかったところをあらためて気づかされた。すごく大事な視点だと思った。

○菅野部会員：

いじめその他の権利侵害の解説にある「不適切な指導」は、これを読んでどんなものか分かるものなのか。ちょっと引っかかる。

○保谷部会員：

学校教育に携わる者にはよく分かるし、これは是非入れておかないと、実は体罰より不適切な指導の方が多い。西東京市は「いじめ」という言葉にすごく敏感なので、まず「いじめ」はしっかり言葉としておいておく必要がある。それと「その他の権利侵害」ということで、その他の権利侵害って何があるのかという話になったときに、ここにあるような体罰だとか不適切な指導というのを解説に入れておきたいという気がする。

○長倉部会員：

児童養護では「指導」という言葉はあまり使わないように、使ってはいけないようになってきているのだが、ここは敢えて「指導」なのか。

○保谷部会員：

そういう場合はどういう表現になるのか。

○長倉部会員：

対応とか支援とかという言葉を使う。

○保谷部会員：

それは学校と施設の違いかもしれない。学校はものを教えるところなので指導になる。

○長倉部会員：

そうであれば、ここは学校だけに縛られてしまうことになるのではないか。

○保谷部会員：

不適切な対応・指導でどうか。不適切な対応というのはあるのか。

○長倉部会員：

わたしたちは不適切な対応と呼んでいる。

- 菅野部会員：
いじめも学校だけではないレクラブ活動もある。
- 荒牧部会長：
ここで「育ち学ぶ施設などで」としているのは、そういうことも含むということである。
- 早乙女部会員：
そうすると私のスポーツクラブも入ることになるだろうと思う。
- 古川部会員：
年齢の低い子が対象の施設では指導という言葉が嫌うので、対応とか援助とか支援とかいう言い方をするのだが、いつもどういうふうに表示するか難しい。
- 保谷部会員：
学校以外だと、不適切な指導って何なんだろうと確かに思うだろう。
- 荒牧部会長：
では「指導・対応」と両方入れるようにしておきたいと思う。林部会員はいかがか。
- 林部会員：
前文の「遊び学ぶ」については今の議論のとおりだと思う。
「地域」については概ねそうだなと思いながらも、そうすると 7 地域と住民への支援の「地域」は結構狭い地域ではなくまちでいいのかなと感じた。
あと、文教厚生委員会での意見でも出ていた学校に行けない子どもの問題で、学ぶという言葉を考えて、フリースクールとかは育ち学ぶ施設に入るのか、それとも 2 言葉の意味の「市民」に入っている市民活動を行なう団体に含まれることになるのか。法律に基づいているわけではないが、例えば学習支援、塾まで入れるかどうか。解説にフリースクール等民間の施設が入れられるならば、そこの説明は入れておいた方がいいのではないか。
- 荒牧部会長：
育ち学ぶ施設の定義は、基本的には児童福祉法・学校教育法に基づく施設になっている。
- 林部会員：
ただ、「その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設」とある。だから、この中にフリースクールとか学習塾とか、放課後学習支援とかが入るのか入らないのか。
- 荒牧部会長：
その部分は解説で「認可外保育施設、児童館・児童センター、学童クラブなどを指し」としているが、どうしたらいいか。広い意味では入るので解説に入れておくか。フリースクールは教育機会確保法で位置づけられた。西東京市には夜間中学校はあるのか。
- 事務局：
ない。
- 荒牧部会長：

では、フリースクールとかも入りますと入れておきたいと思う。ほかはいかがか。

○古川部会員：

家庭的保育事業、保育ママみたいなところはどうになってしまうのか。

○荒牧部会長：

あまりいろいろ限定して条例で縛ってしまってもよくない。保育ママを家庭に位置づけるか育ち学ぶ施設にするかは今後の問題でもいいような気がする。ただ少なくとも、今のフリースクールとかは育ち学ぶ施設にも関係しますと入れておいたほうがいいと思うが。

○浜名部会員：

最後に「など」が入っているから、あとはいくつ例を入れればいいのかという話になる。

○菅野部会員：

保育ママは「など」に含まれると思う。

○早乙女部会員：

条例にいっぱい盛り込み過ぎるとそこで縛りができてしまう。例えばこういう条例ができることで何か制度をつくって、それに基づく申請をして認められた施設も含む、というふうにするのは難しいか。申請というと面倒なイメージもあるが、わたしもそういうものをよく利用していて、例えば社会教育団体とか個人のお宅で預かるような保育ママとかが条例の制度の適用を受けていますという、たぶん預ける側も申請する側も安心というものもある。どこがその制度をつくって判断をするかという問題もあると思うが。

○林部会員：

その後の文章の中で「育ち学ぶ施設の関係者は」というのが結構出てくる。だからこそそういう人たちに、子どもが主体的にという意識が大事だという意識を持ってもらいたいと思い、どうしたらそこが入るようになるのかなと思った。

○浜名部会員：

わたしは社会福祉協議会でファミリーサポートセンター事業を担当している。ファミリーサポートセンターは、やることは保育ママと近いが施設ではなくシステムである。施設というと学童・児童館・学校等の場所のイメージだが、ファミリーサポートセンターは事務局の場所があっても活動の場所は依頼者の家とかで決まった場所がない。そういう「施設」でくれない新しいジャンルが出てきたときに「施設」という限定でいいのかとちょっと思った。例をあげ出したらきりがなく、最後は「など」となっているので枠の中に入れられるかと思うが、「施設」と限定していいのかという議論の意識を共有した方がいいかと思った。

○荒牧部会長：

難しいところである。システムまで踏み込むかどうかという問題はあると思う。これは行政サイドとも議論しながらどこまで対象になるかということも含めて検討したいと思う。

○保谷部会員：

13ページの下から10行目「必要に応じて市や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を活用しな

がら」について、人材・施設、資源は活用するが、支援の活用は違和感がある。

○荒牧部会長：

支援は「受けながら」だろう。ほかにもそういう表現ミスがあるかもしれない。そういうところも読む中で指摘してもらえればと思う。

先ほど早乙女部会員と林部会員が言った前文の「地域」と 7 地域と住民への支援の「地域」は基本的にイコールである。「地域」は「まち」より少し狭い、まちの中の地域として限定した部分という形で出している。西東京市という地域という言い方も勿論できると思うが、ここでは「まち」という表現で全体を示すように敢えてしている。

「子どもたち」は「子ども」として、それに伴って「自分たちをとりまく」をとる。あとは、「特別な」とか「遊び学びその他の活動ができるよう」という文言を入れるような修正をかけて、それに伴って少し解説文も修正加筆をしていく。

もう少し読み込んで表現や内容にご意見等があれば事務局に出してもらって、それをわたしの方で処理をしてまとめて、また皆さんにお返ししたい。

もう1度あらためて、1ページの配慮すべき事項はこの8項目で、字句上の修正とかご意見をいただくということで、基本はこういうことで進めるでよろしいか。

(異議なし)

○荒牧部会長：

それではこの最終報告案については了承を得られたということで、最後に感想並びに今後に向けて簡単にご意見をいただければと思う。

○早乙女部会員：

地域として活動している者の代表として参加させていただいたつもりでいる。初めての経験ばかりで内容についていくのがやっとなという感じはした。この条例をつくることにお役に立てたのかどうか定かではないが、こうして出席できたことを光栄に思うし、また何かお役に立てできればと思う。

○菅野部会員：

あっという間に終わってしまったような気がする。これを子どもたちにどう浸透させていくか、条例に対して子どもたちがどう思うか。これからの子どもの対策が必要だと思う。つくったことで終わってしまわないような条例になっていると信じている。これからの子どもたちが健やかに過ごせるように心から願っている。

○長倉部会員：

いつも研修に来ているような気持ちで参加させていただいて、自分の糧になった、ありがたかったと感じている。条例が施行されていくまちを想像したときにわくわくしている部分があったので、そうになっていったらうれしい。楽しみにできるものに携われて光栄だった。

○浜名部会員：

子どもの条例は10年位前に1度議論があったが、途中でとまっていた。考え方は人それぞれで、こだわりもあるし、価値観も違うし、それをどうやってまとめていくのかとずっと思っていたが、部会長がご経験から、こうやってまとめていくんだというやり方は個人的には非常に勉強になった。あと、月に2回の会議というのはきついつくづく思った。

○林部会員：

私自身は特に子どもヒアリング等に関わっていたので、この8ヶ月間で19回ほど西東京市に来ていた。昨年末と1月にココスポ東伏見で中学生・高校生の声を聞いたり、児童センターで高校生をきいたり、それと小学生の声を比較したり、先日の意見交換・ワークショップをやったりした中で、ちゃんと話を聞ける・言える場があれば子どもたちは言ってくれるが、そういう場があまりないだろうと感じた。みんな思ってること・感じてることはあるが、その本音を言いにくいところがあるんだろうなというのをすごく感じている。

この条例をつくって終わりではなくて、これから子どもたちが自分のまちなんだと考えていけるようになるかどうかは、常にそれをやり続けなければそういう意識は育たないので、それがやれるきっかけがこれで生まれたというのは、すごくいいと思っている。

○古川部会員：

10年前に子どもの条例の検討をスタートして、そのときはそのときなりに一生懸命頑張ったつもりではあったが、まだいろいろな意味で機が熟していなかったんだと思うと同時に、またこうやって理解が進むということは子どもをとりまく状況が、それを真剣に考えて子どもを真ん中に据えた施策が必要になってきたということでもあるので、嬉しいのか悲しいのか複雑である。そうはいってもいつの時代も子どもの笑顔はわたしたちを元気にしてくれるし、その笑顔がずっと続くようなまちづくりをしていかなければいけないと思う。

子どもの幸せを考えてここに集えて、皆様にお会いできて心強く思ったし、いろいろ勉強させていただいてまた勉強していかなければいけないという思いも強くした。いい機会を与えられて感謝している。これからも頑張っていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

○保谷部会員：

会議回数11回はきつかった。わたしは勤務の都合で他地区を転々としていろいろな市区町村を見てきた。最後に自分がここに戻ってきたときに、子ども条例がないんだと、かつてそれが検討された時代があって、それが頓挫してしまったというのを聞いてすごく残念に思った。今回日々会議へ出てくるにしたがって、素晴らしいものになっていくのをまじまじと見て、率直な話、いい文ができたなとすごく感じている。是非これが議会で通って運用されていくことを願う。決して楽だったわけではない。結構きつかった中で調整してきたわけだから、是非これを運用できるように議会で通してほしいなと思うのと、これがちゃんと運用できるかどうかは西東京市の市民の問題だということを強く感じた。本当にいい勉強になった。

○荒牧部会長：

皆さんがおっしゃったことをわたしも感じる事が多くて、皆さんと様々な議論ができたことを非常に嬉しく思っている。

条例の文案を提案するというのは出発点の出発点である。条例はできたあといかに効果的に実施するか。保護者のみなさん、保育士・教職員・関係者のみなさんにとって条例は結構遠い存在である。それを、自分たちの条例、特に子どもたちにとって自分たちに関わる条例ができたという認識を少しでも持ってもらって、この条例が効果的に実施できるようにしていく。それは最終的には市民の力だと思っているので、この条例がそういうきっかけになるといいなと思っている。

わたしも11回というのは予定よりは随分多くてきつかったが、皆さんと出会うことができ、議論できたことを非常によかったな思っている。行政の皆さんもほとんど聞くだけで、いろいろ言いたいこともあったかと思うが、ずっと付き合ってくれた。傍聴者のみなさんも

いろいろな形で関わっていただき心から感謝申し上げたい。

3 その他

○荒牧部会長：

それでは、先ほど言ったように、この最終報告について少し修正をした原案を皆さんのところにお送りして、最終的に今月25日の審議会になるかと思う。

○事務局：

ただ今の修正に関して、今部会の中で出た修正はさせていただくが、それ以外のところはもう一度お持ち帰りいただいてご一読いただいたあと、修正した方がいいと思う点があれば水曜日までに事務局にご連絡いただきたい。それを部会長と調整をおこなったあと月曜日に最終案を再度にお送りさせていただき、火曜日くらいまでに確認をしていただいて、最終的にその週の金曜日が審議会という形になる。大変短い時間で恐縮ではあるが、よろしく願いしたい。

○事務局：

昨年10月10日から11回の会議回数を重ねてきた。当初の予定より4回ほど多くなってしまったうえに時間も夜遅くの会が多くなり、皆様には大変ご迷惑をおかけしたかと思う。最終的には来週金曜日の審議会で答申をいただき、我々行政としてはそれを9月の議会で上程する予定になっている。その議会で認めていただくということがまず第一で、それからその後にそれをどう生かしていくのか。特に子ども自身、それから保護者を含めた市民全体にどう浸透させていくのかというのが次の使命かなと思っている。あわせて、市の施策にどう生かし、計画をどうつくっていくのかということも非常に重たい課題だと思っている。本日この会で専門部会は終了させていただくが、皆様にはまた何かの形でご厄介になる部分があるかと思っている。その節にはどうぞよろしくお願いしたい。本当に大変な命題をださせていただいて、お答えをいただけたと思っている。心から感謝申し上げたい。

○荒牧部会長：

それではこれで会議を終了する。

閉会